

日本赤十字社の災害救護活動

日本赤十字社が災害時に行う救護業務は次のとおりとされている。

- (1) 医療救護
- (2) 救援物資の備蓄と配分
- (3) 災害時の血液製剤の供給
- (4) 義援金の受付と配分
- (5) その他災害救護に必要な業務

これらの活動は、日本赤十字社本来の使命であるが、適切な業務の遂行のために、災害対策基本法に基づき「日本赤十字社防災業務計画」を定め、平時から救護資機材の整備や救護業務にあたる要員（救護員）の養成・確保をしている。

救護体制（平成15年3月31日現在）

非常災害時における医療救護は、本社及び各都道府県支部に常備している救護班が被災地に出動して実施している。救護班は、自己完結型の救護活動を行うため、医薬品や医療資機材のみならず食料、衣類、寝具等も装備している。

常備救護班

- ・ 本社及び各都道府県支部救護班編成状況
救護班数 474班 救護班要員 6,081人
- ・ 一班の標準的な編成
医師（班長）1人、看護師長1人、看護師2人、主事2人 計6人
- ・ 救護班の主な携行資材
医療セット、テント、担架、折畳寝台、発電機、投光器、毛布、携帯用ラジオ、携帯用マイク、無線機、浄水機等
無線局（超短波無線電話装置等 日本赤十字社業務用無線157.73MHZ、415.2625MHZ）
3,494局

救護用車両（救急車、災害救援車）

2,512台

災害救援物資の備蓄状況

毛 布	215,303枚
日用品セット	87,406個
お見舞品セット	13,437個
安眠セット	22,003個
その他（タオルケット、肌着、医薬品セット、防水シート、食糧等）	

1. 医療救護

災害時において被災者に対する一刻も早い応急救護が必要とされる場合に、日本赤十字社は、救護班を派遣し、救護活動を行う。これは、迅速な応急的災害医療により、一人でも多くの人命を救助するとともに、被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋める役割を果たすものである。また、避難所等への巡回診療を行うこともある。

医療救護については、災害救助法に基づく「災害救助に関する厚生省と日本赤十字社との協定」により、「医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く）」が各都道府県知事から日本赤十字社に委託されることとなるが、知事からの要請が無くても、日本赤十字社独自の判断で救護班を派遣して救護活動を行うこともある。

救護班について

非常災害時において日本赤十字社が医療救護活動を展開するに当たり、活動の実施主体となるのが救護班である。

救護班は、原則として医師を班長とする6人（内訳は別表1）を1班として編成し、医薬品や医療資機材のみならず、食料、衣類、寝具等も持参し、自己完結型の医療救護活動を展開する。

なお、日赤各都道府県支部において常備すべき救護班の定数は別表2のとおりであるが、平成15年3月31日現在では全国で474班（6,081人）を編成（別表3）している。

（別表1）

救護班の構成及び役割

構成	人数	役割
医師	1人	救護班班長として、診療業務主導者及び管理業務責任者としての役割を遂行する。
看護師長	1人	班長業務の補佐として班長に協力するとともに、班運営に適切な助言をする。
看護師	2人	班長や看護師長の指示のもとで適切な救護活動を実施する。
主事	2人	救護班における庶務的役割を遂行する。
計	6人	

（別表2）

支部において常備すべき救護班の数

支部名	救護班数								
本社	11	群馬	8	長野	12	和歌山	7	福岡	15
北海道	20	埼玉	10	岐阜	8	鳥取	5	佐賀	5
青森	8	千葉	10	静岡	10	島根	5	長崎	8
岩手	8	東京	20	愛知	15	岡山	8	熊本	8
宮城	8	神奈川	15	三重	8	広島	10	大分	8
秋田	8	新潟	10	滋賀	8	山口	8	宮崎	5
山形	8	富山	8	京都	15	徳島	7	鹿児島	8
福島	8	石川	8	大阪	20	香川	7	沖縄	5
茨城	8	福井	8	兵庫	15	愛媛	8		
栃木	8	山梨	5	奈良	5	高知	5	計	445

(別表3)
各病院、血液センター等救護班編成表

(平成15年3月31日現在)

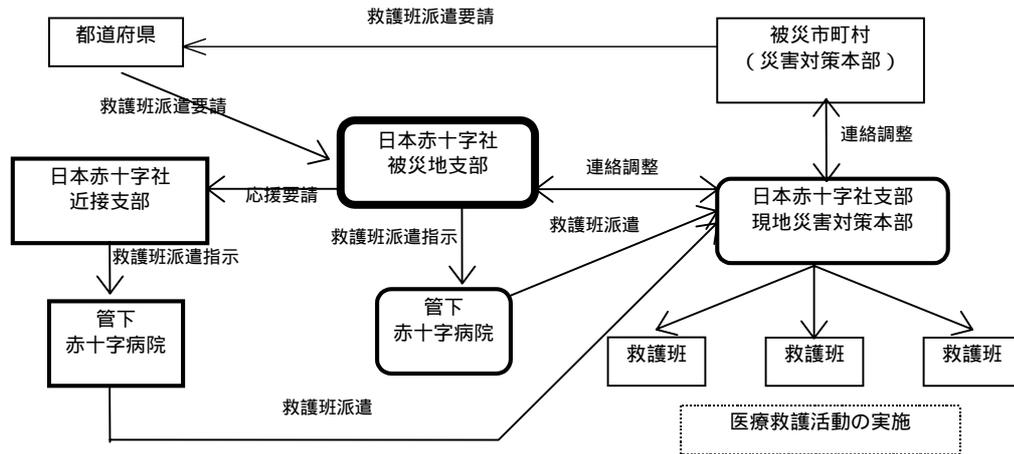
支部	施設名	常備救護員数	支部合計
本社	日本赤十字社医療センター	12	12
北海道	旭川赤十字病院	3	21
	伊達赤十字病院	3	
	釧路赤十字病院	3	
	北見赤十字病院	3	
	栗山赤十字病院	2	
	浦河赤十字病院	2	
	小清水赤十字病院	1	
	置戸赤十字病院	1	
	函館赤十字病院	1	
	清水赤十字病院	1	
北海道赤十字血液センター	1		
青森県	八戸赤十字病院	8	8
岩手県	盛岡赤十字病院	8	8
宮城県	仙台赤十字病院	4	8
	石巻赤十字病院	4	
秋田県	秋田赤十字病院	8	8
山形県	山形県立中央病院	1	10
	山形市立病院産生館	1	
	山形市立可児病院	1	
	北村山公立病院	1	
	山形県立新庄病院	1	
	公立置賜総合病院	1	
	米沢市立病院	1	
	鶴岡市立荘内病院	1	
	山形県立日本海病院	1	
	市立酒田病院	1	
福島県	福島赤十字病院	8	8
茨城県	水戸赤十字病院	7	9
	猿島赤十字病院	2	
栃木県	芳賀赤十字病院	3	9
	大田原赤十字病院	3	
群馬県	足利赤十字病院	3	8
	前橋赤十字病院	6	
埼玉県	原町赤十字病院	2	10
	さいたま赤十字病院	4	
千葉県	小川赤十字病院	3	12
	深谷赤十字病院	3	
東京都	成田赤十字病院	10	20
	千葉県赤十字血液センター	2	
神奈川県	武蔵野赤十字病院	13	15
	大森赤十字病院	5	
	葛飾赤十字産院	2	
新潟県	横浜赤十字病院	7	10
	長岡赤十字病院	3	
富山県	秦野赤十字病院	5	8
	津久井赤十字病院	3	
石川県	福井赤十字病院	7	8
	富山赤十字病院	10	
福井県	富山赤十字病院	8	8
	金沢赤十字病院	8	
山梨県	福井赤十字病院	6	8
	市立敦賀病院	1	
長野県	公立小浜病院	1	5
	山梨赤十字病院	3	
長野県	山梨赤十字血液センター	1	16
	井上内科小児科病院	1	
	長野赤十字病院	5	
	長野赤十字上山田病院	1	
	諏訪赤十字病院	2	
	豊科赤十字病院	2	
	川西赤十字病院	1	
	下伊那赤十字病院	1	
	飯山赤十字病院	2	
	小海赤十字病院	1	
長野県赤十字血液センター	1		
岐阜県	高山赤十字病院	5	8
	岐阜赤十字病院	3	

支部	施設名	常備救護員数	支部合計
静岡県	静岡赤十字病院	4	10
	浜松赤十字病院	3	
	伊豆赤十字病院	1	
	引佐赤十字病院	1	
	裾野赤十字病院	1	
愛知県	名古屋第1赤十字病院	9	21
	名古屋第2赤十字病院	9	
	愛知県赤十字血液センター	2	
	愛知県豊橋赤十字センター	1	
三重県	山田赤十字病院	8	9
	三重県赤十字血液センター	1	
滋賀県	大津赤十字病院	5	8
	長浜赤十字病院	3	
京都府	京都第1赤十字病院	6	18
	京都第2赤十字病院	6	
	舞鶴赤十字病院	3	
	京都府赤十字血液センター	3	
大阪府	大阪赤十字病院	15	20
	高槻赤十字病院	5	
兵庫県	姫路赤十字病院	5	15
	柏原赤十字病院	3	
	中町赤十字病院	2	
	神戸赤十字病院	5	
	奈良県赤十字血液センター	1	
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	7	7
鳥取県	鳥取赤十字病院	5	5
島根県	松江赤十字病院	3	5
	益田赤十字病院	2	
岡山県	岡山赤十字病院	8	10
	岡山赤十字病院玉野分院	1	
	岡山県赤十字血液センター	1	
広島県	広島赤十字 原爆病院	6	10
	庄原赤十字病院	2	
	三原赤十字病院	2	
山口県	山口赤十字病院	6	8
	小野田赤十字病院	2	
徳島県	徳島赤十字病院	5	7
	徳島県赤十字血液センター	1	
	ひのみち豊前医療センター	1	
香川県	高松赤十字病院	7	7
愛媛県	松山赤十字病院	8	8
	高知赤十字病院	5	
高知県	県立安芸病院	1	8
	県立幡多けんみん病院	1	
	高知県赤十字血液センター	1	
	福岡赤十字病院	11	
福岡県	今津赤十字病院	2	16
	筑前山田赤十字病院	2	
	福岡赤十字血液センター	1	
	佐賀県	唐津赤十字病院	
佐賀県赤十字血液センター	2		
長崎県	日本赤十字社長崎原爆病院	8	10
	長崎県赤十字血液センター	2	
熊本県	熊本赤十字病院	8	9
	熊本健康管理センター	1	
大分県	大分赤十字病院	8	8
宮崎県	国立療養所宮崎東病院	1	7
	国立療養所宮崎南病院	1	
	宮崎県済生会日向病院	1	
	国立都城病院	1	
	社会福祉法人愛泉会病院	1	
	宮崎歯科大学医学部付属病院	1	
	日本赤十字社宮崎県支部	1	
鹿児島県	鹿児島赤十字病院	8	8
沖縄県	沖縄赤十字病院	5	5
合計	131カ所	474	474

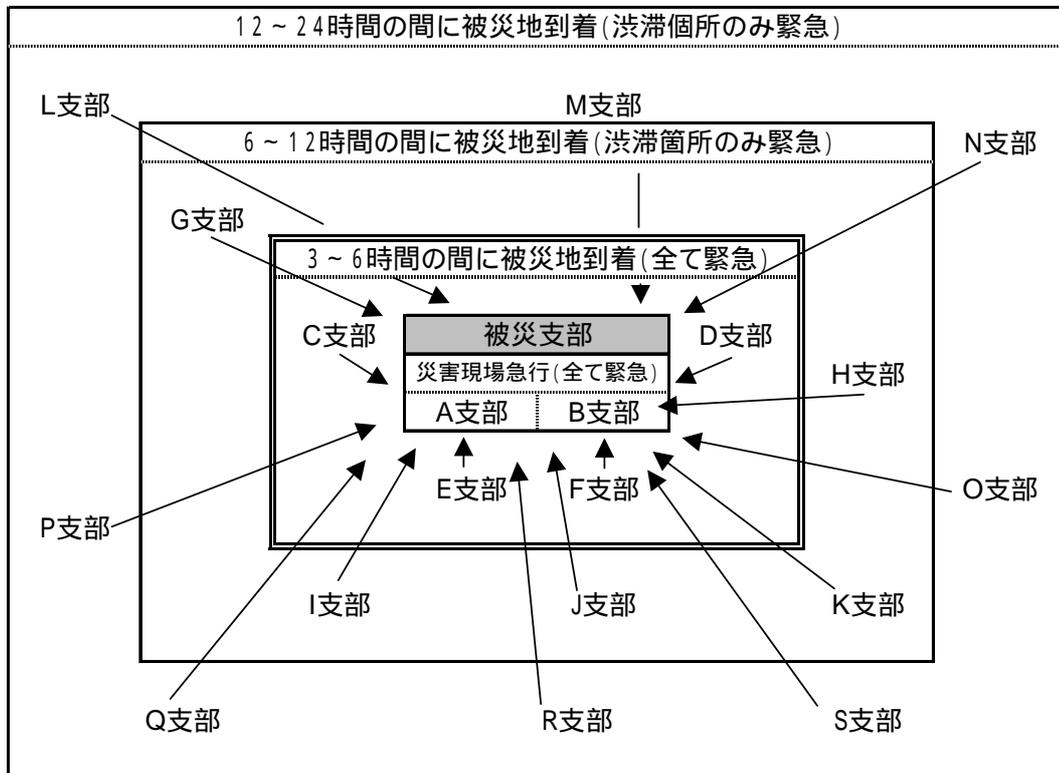
救護班派遣の手順

日本赤十字社が実施する災害救護活動は、災害が発生した地域の支部(被災地支部)が主体となって行う。但し、救護の必要があると認めるときは、近接支部あるいは本社へ救援を要請することができる。

また、近接支部は災害等の状況により必要と認められる場合には、独自の判断により救護班等を派遣することができる。



大規模災害発生時救護班広域救護体制



赤十字病院の災害拠点病院指定数（H15.5.20 現在）

災害拠点病院 (58 施設)	基幹災害医療センター(9施設) / 施設名						
	盛岡	水戸	前橋	長岡	長野	大津	京都第一
	岡山	熊本					
	地域災害医療センター(49施設) / 施設名						
	医療センター	旭川	北見	浦河	仙台	石巻	秋田
	福島	猿島	芳賀	大田原	足利	原町	大宮
	深谷	成田	武蔵野	秦野	津久井	長岡	金沢
	福井	長野	諏訪	高山	岐阜	静岡	名古屋第一
	名古屋第二	山田	長浜	大阪	姫路	和歌山	鳥取
	松江	益田	広島・原爆	庄原	三原	山口	徳島
	高松	松山	高知	福岡	唐津	大分	鹿児島

長岡及び長野赤十字病院については基幹災害医療センターと地域災害医療センターの両方に指定されている

ヘリポート設置赤十字病院（H15.3.31 現在）

秋田	福島	水戸	前橋	成田
武蔵野	諏訪	名古屋第一	長浜	京都第一
高槻	姫路	岡山	熊本	

敷地内にヘリポートを設置している赤十字病院であること。

阪神淡路大震災救護活動

(1) 初動時の医療救護班活動状況 1月17日(火)～1月18日(水)

支部名	病院名	支部出動時間 (*病院出動時間)	現地到着	主な活動内容	活動期間
静岡県支部	静岡赤十字病院	18日 1:45	18日 16:00	東灘区で巡回診療	18日～20日
愛知県支部	名古屋第一赤十字病院 名古屋第二赤十字病院	18日 9:00	18日 21:30	灘区で巡回診療	18日～20日
三重県支部	山田赤十字病院	17日 10:55	17日 17:25	兵庫区、須磨区で救護活動	17日～20日
滋賀県支部	大津赤十字病院	18日 9:20	18日 13:20	灘区で救護活動	18日～19日
京都府支部	京都第一赤十字病院 京都第二赤十字病院	17日 17:45	18日 2:45	長田区、灘区で救護活動	17日～19日
大阪府支部	大阪赤十字病院	17日 10:30	17日 13:43	須磨区で救護活動	17日～18日
	高槻赤十字病院	17日 15:50*	17日 17:30	長田区で重症患者の搬送	17日～18日
	大阪赤十字病院	17日 19:15	17日 22:30	灘区で巡回診療	17日～18日
	高槻赤十字病院	18日 6:00*	18日 7:30	兵庫区で巡回診療	18日
	大阪赤十字病院	18日 10:50	18日 14:30	神戸赤十字病院診療応援	18日～19日
兵庫県支部	中町赤十字病院	17日 10:00*	17日 11:30	灘区、東灘区で救護活動	17日～18日
	姫路赤十字病院	17日 12:10*	17日 14:30	東灘区で救護活動	17日～18日
	柏原赤十字病院	17日 12:50*	17日 16:00	長田区で重症患者の搬送	17日～18日
	須磨赤十字病院	17日 17:15*	17日 18:00	兵庫区、長田区で救護活動	17日～18日
	姫路赤十字病院	17日 19:00*	17日 22:00	須磨区、長田区で救護活動	17日～18日
	中町赤十字病院	17日 12:20*	17日 14:00	灘区、東灘区で救護活動	17日～18日
	姫路赤十字病院	17日 18:30*	17日 22:30	神戸赤十字病院診療応援	17日～18日
	須磨赤十字病院	18日 6:30*	18日 8:30	神戸赤十字病院診療応援	18日
	柏原赤十字病院	18日 5:00*	18日 8:30	神戸赤十字病院診療応援	18日～19日
	中町赤十字病院	18日 6:00*	18日 8:00	灘区、東灘区で救護活動	18日～19日
	姫路赤十字病院	18日 10:00*	18日 11:30	神戸赤十字病院診療応援	18日～19日
和歌山県支部	和歌山赤十字病院 (現:和歌山医療センター)	17日 17:00	17日 22:12	長田区で救護活動	17日～19日
	和歌山赤十字病院	18日 10:20	18日 12:40	長田区で救護活動	18日～20日
鳥取県支部	鳥取赤十字病院	18日 1:00	18日 7:30	東灘区で救護活動等	18日～20日
島根県支部	松江赤十字病院	18日 2:20	18日 9:20	中央区で巡回診療	18日～20日
岡山県支部	岡山赤十字病院	17日 10:20	17日 14:30	長田区で巡回診療	17日～18日
	岡山赤十字病院	17日 11:00	17日 14:40	東灘区で巡回診療	17日～18日
	岡山赤十字病院	18日 9:55	18日 13:08	神戸赤十字病院診療応援等	18日～19日
	岡山赤十字病院	18日 9:55	18日 13:08	神戸赤十字病院診療応援	18日～19日
広島県支部	広島赤十字・原爆病院	17日 10:30	17日 14:55	中央区、須磨区で巡回診療	17日～19日
	三原赤十字病院	18日 8:30*	18日 12:40	中央区で巡回診療	18日～19日
山口県支部	山口赤十字病院	17日 11:00	17日 18:00	長田区で巡回診療	17日～18日
	山口赤十字病院	18日 14:00	18日 22:00	指示により活動せず帰還	18日
徳島県支部	小松島赤十字病院	17日 11:00	17日 12:50	北淡町、一宮町で救護活動	17日～18日
	小松島赤十字病院	18日 8:30	18日 11:10	北淡町、一宮町で救護活動	18日～19日
香川県支部	高松赤十字病院	17日 10:30	17日 16:30	兵庫区で救護活動	17日～18日
	高松赤十字病院	18日 10:30	18日 17:00	中央区で救護活動	18日～19日
愛媛県支部	松山赤十字病院	17日 12:00*	17日 18:00	長田区、灘区で巡回診療	17日～19日
	松山赤十字病院	18日 5:10*	18日 12:30	重症患者の搬送	18日～19日
高知県支部	高知赤十字病院	18日 8:00	18日 13:30	東灘区で巡回診療	18日～20日

(2) 本社・支部別救護班の活動状況

	1 / 17 ~ 31			2 / 1 ~ 28			3 / 1 ~ 31			合計		
	救護班数(班)	救護員数(人)	取扱患者数(人)	救護班数(班)	救護員数(人)	取扱患者数(人)	救護班数(班)	救護員数(人)	取扱患者数(人)	救護班数(班)	救護員数(人)	取扱患者数(人)
本社	4	36	370	4	28	145	0	0	0	8	64	515
北海道	0	0	0	21	121	407	0	0	0	21	121	407
青森	0	0	0	3	24	86	0	0	0	3	24	86
岩手	3	24	44	8	54	110	0	0	0	11	78	154
宮城	1	6	38	6	31	127	0	0	0	7	37	165
秋田	9	81	256	3	21	63	0	0	0	12	102	319
福島	3	24	135	4	20	48	0	0	0	7	44	183
茨城	2	12	100	6	33	177	0	0	0	8	45	277
栃木	4	30	209	3	21	62	0	0	0	7	51	271
群馬	4	24	176	8	48	240	0	0	0	12	72	416
埼玉	3	23	169	10	76	371	0	0	0	13	99	540
千葉	4	24	131	8	48	281	0	0	0	12	72	412
東京	8	48	241	12	69	412	0	0	0	20	117	653
神奈川	5	37	262	10	74	337	0	0	0	15	111	599
新潟	3	21	147	0	0	0	0	0	0	3	21	147
富山	4	24	214	8	39	251	0	0	0	12	63	465
石川	4	26	257	6	30	192	0	0	0	10	56	449
福井	4	26	205	7	35	161	0	0	0	11	61	366
山梨	4	32	205	3	24	78	0	0	0	7	56	283
長野	12	92	819	15	114	361	0	0	0	27	206	1,180
岐阜	5	34	260	10	66	413	0	0	0	15	100	673
静岡	7	44	536	13	77	588	0	0	0	20	121	1,124
愛知	16	102	818	4	24	79	4	24	102	24	150	999
三重	6	37	426	9	56	331	0	0	0	15	93	757
滋賀	14	102	858	27	124	625	6	26	55	47	252	1,538
京都	24	153	1,518	40	213	1,048	14	68	222	78	434	2,788
大阪	30	193	2,039	31	159	1,207	21	94	315	82	446	3,561
兵庫	50	314	1,389	22	127	457	2	12	21	74	453	1,867
和歌山	22	145	914	30	143	611	7	36	93	59	324	1,618
鳥取	6	54	518	4	26	81	5	30	71	15	110	670
島根	8	81	579	7	46	202	5	35	63	20	162	844
岡山	32	195	1,329	5	34	115	11	67	214	48	296	1,658
広島	8	61	816	5	33	133	3	21	57	16	115	1,006
山口	8	52	540	7	50	197	4	24	113	19	126	850
徳島	18	71	2,171	25	78	1,462	30	90	1,228	73	239	4,861
香川	11	87	691	7	40	282	5	27	140	23	154	1,113
愛媛	6	45	390	6	42	146	5	30	101	17	117	637
高知	10	108	400	8	56	124	5	36	168	23	200	692
福岡	10	69	619	11	63	285	0	0	0	21	132	904
佐賀	5	40	341	3	18	108	0	0	0	8	58	449
長崎	4	32	329	3	21	70	0	0	0	7	53	399
熊本	9	66	376	17	103	326	0	0	0	26	169	702
大分	3	21	179	6	38	115	0	0	0	9	59	294
鹿児島	4	31	278	0	0	0	0	0	0	4	31	278
沖縄	4	20	45	8	45	145	0	0	0	12	65	190
計	401	2,747	22,337	453	2,592	13,059	127	620	2,963	981	5,959	38,359

2. 救援物資の備蓄と配分

全国統一の仕様により整備した救援物資（毛布、日用品セット、お見舞品セット（食料品の詰め合わせ）及び安眠セット）や、各都道府県支部で独自に整備した救援物資を、被災者のニーズに応じて速やかに被災者に配分している。

平成14年度救援物資整備・配分状況

物資名	年度当初 在庫数 (A)	整備数 (B)	配分数 (C)	備蓄数 (D = A + B - C)
毛布(枚)	236,485	5,000	26,182	215,303
日用品セット(個)	97,609	0	10,203	87,406
お見舞品セット(個)	17,002	0	3,565	13,437
安眠セット(セット)	18,393	5,000	1,390	22,003

(参考) 安眠セット



3. 災害時の血液製剤の供給

血液センターの全国的なネットワークを活かして、災害時に大量に必要とされる血液製剤の供給に万全を期している。

血液センター数	76カ所 (H15.4.1 現在)
献血ルーム数	109カ所 (H15.4.1 現在)
移動献血車数	337台 (H15.2.28 現在)
献血運搬車(緊急自動車)数	755台 (H15.2.28 現在)

4. 義援金の受付と配分

日本赤十字社が取り扱う災害義援金については、これまでの経験と実績と反省を踏まえて、平成10年7月に迅速性、透明性、公平性を基本原則とする「災害義援金取り扱いガイドライン」を作成して関係機関および各都道府県・市町村に送付し、その後の災害義援金は、このガイドラインに基づき被災地の配分委員会に送金している。ここで配分基準の策定、被災者への義援金配分が行われている。

阪神・淡路大震災の義援金受入状況（H15.3.31 現在）

全体 179,337,946,791 円

うち、日本赤十字社受付分 102,832,996,499 円

（兵庫県南部地震災害義援金管理委員会より）

5. その他災害救護に必要な業務

情報収集、応急手当、炊き出し、外国人の安否調査、救援物資の輸送・配分、避難所での世話等、被災者のニーズに応じた活動を行う。

これらの活動の中には、一時に大量の人員を投入して行う必要のあるものや、ある程度長期的な取り組みが必要となるものもあることから、日本赤十字社では、平時から赤十字防災ボランティアの養成・登録を実施し、災害時にはこれら赤十字防災ボランティア等の協力を得て実施する。

(1) 赤十字の安否調査

武力紛争あるいは自然災害により離散された家族の安否調査は、赤十字の重要な業務のひとつである。

災害時においてすべての赤十字社は、肉体的苦痛の軽減はもちろん、精神的苦痛の軽減にも貢献しており、安否調査はこの精神的苦痛の軽減に対する業務である。

海外の赤十字社からの調査依頼に対応している。

阪神・淡路大震災のおりには、10カ国から1,875件の調査依頼があり対応した。

(2) こころのケア

近年、災害による苦痛の予防と軽減の必要性は、身体だけでなく心理的影響についても認められてきており、特に心理的影響に関しては被災者と同様に援助者としての赤十字の救護班要員も多かれ少なかれ被る被害でもある。

このことから、これまでは個人の問題として片付けられてきた心理的影響について知識と理解を深め、対処技術を習得することが必要であり、日本赤十字社の救護活動の重要な柱として取り組むこととした。

平成15年度、16年度の2年間で指導員100名を養成し、まず、日赤救護班登録要員を対象に研修を行い、救護活動時の被災者のこころのケア及び救護員自身のこころのケアに対処することとしている。

引き続いて、広くボランティア等にもこころのケアに対応できるコースを設定し、普及を図ることとしている。

6. 課題

(1) 防災業務計画の見直し

東海地震対策大綱、南関東直下型地震対策、東南海・南海地震に係る地震防災対策を盛り込んだ「日本赤十字社防災業務計画」の改定

(2) 広域支援体制の構築

東海地震、南関東直下型地震、南海・東南海地震、宮城県沖地震の各被害想定に基づく、本社、各ブロック代表支部、各都道府県支部の相互の広域支援体制の構築及びこれに基づく訓練の実施

(3) 救護用車両の緊急指定

非常災害時の迅速な救護活動のため、救護班及び救護資機材搬送車両の道路交通法上の緊急自動車の指定取得が課題

現在、警察庁交通局交通企画課に対し折衝中

(4) 救護装備の整備

- ・ 国内救護用応急医療型 E R U (緊急対応ユニット)の各ブロック及び地震対策強化地域支部への配備
- ・ 救護装備の仕様統一による共有化の推進

(5) 救援物資の備蓄

- ・ 被災者のニーズや意見を反映した救援物資の備蓄
- ・ 各支部保管の救援物資の相互融通体制の構築（本社、ブロック代表支部の調整機能の確立による全国的規模の集積と配分）
- ・ 業者との一部の救援物資の備蓄委託、優先供給体制の構築

(6) 災害時のこころのケア

- ・ 災害救護活動の重要な柱としてのこころのケアの取り組み
医師、看護師、臨床心理士等100名をこころのケア指導者として養成し、全国の救護班要員、ボランティア等へのこころのケア普及体制の構築

<参考> 日本赤十字社が救護活動を行う法的根拠

《災害救助法（抄）》 昭和 22 年法律第 118 号

第 1 条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第 31 条の 2 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。

政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第 25 条の規定による協力を除く。）の連絡調整を行わせることができる。

（参考）第 25 条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

第 32 条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

第 34 条 都道府県は、当該都道府県知事が第 32 条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

《災害対策基本法（抄）》 昭和 36 年法律第 223 号

第 2 条 5 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

第 6 条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与しなければならない。

《大規模地震対策特別措置法（抄）》 昭和 53 年法律第 73 号

第 2 条 7 指定公共機関 災害対策基本法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。

《災害救助に関する厚生省と日本赤十字社との協定》 昭和 23 年

- 1 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるから、救助の実施については都道府県知事が責任を負うのであって、日本赤十字社は、これに協力するという建前である。法第 31 条の 2 第 1 項の規定は、災害救助法による救助に対する日本赤十字社の協力義務を総括的宣言的に述べたものである。
- 2 法第 32 条の規定による委託事項は、差し当って医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）で都道府県知事が委託を適当と認める範囲のものとする。委託については次の各項による。
 - (1) 委託の範囲について、都道府県知事は、日本赤十字社と協議して予め定めておき、厚生大臣の承認を得なければならないこと。
 - (2) 都道府県知事から委託を受けた医療及び助産を行うため、日本赤十字社都道府県支部長は、日本赤十字社職員又は契約による医師等からなる救護班を 5 コ班以上編成しなければならないこと。日本赤十字社職員が不足するため日本赤十字社職員以外の医師を契約により上記の救護班に加える必要がある場合は、日本赤十字社職員と看做して差し支えないこと。
 - (3) 日本赤十字社は、市（六大都市では特別区又は区とする。以下同じ）町村の区域毎に、医療関係者等を以て医療班を編成すること。
 - (4) 日本赤十字社は、市町村の区域毎に、日本赤十字社奉仕団を編成し、第一救護に当る篤志救助員を設置すること。
 - (5) 都道府県知事は、法第 31 条の規定に基く主任大臣の命令を実施するため必要があると認めたときは、救護班の活動について日本赤十字社都道府県支部長に対し命令することが出来ること。その際日本赤十字社社長及び日本赤十字社都道府県支部長は、緊密なる連絡に努めなければならないこと。
- 3 日本赤十字社には、地方公共団体以外の団体又は個人と同等の位置で救助に関し協力をなす立場とこれらの協力の連絡調整を行う立場とがあるが、日本赤十字社が政府の指揮監督の下に救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がなす協力に方向づけを与える立場は、法第 31 条の 2 第 2 項によって日本赤十字社だけに認められたものである。

なお連絡調整については、次の各項による。

 - (1) 日本赤十字社は連絡調整を行うため、委員会に諮問して必要な計画を作成し、都道府県知事の許可を受けなければならないこと。
 - (2) 都道府県知事は、日本赤十字社の行う連絡調整に関する前項の計画に基いて日本赤十字社に対し必要な指揮監督を行い、民間の団体及び個人のなす協力活動の効果を収めることに努めなければならないこと。
 - (3) 連絡調整事項は、例えば救助金品の募集、労力奉仕班の編成派遣、医療及び助産等であること。

日本赤十字社は、日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）により設立された法人であり、同法及び日本赤十字社定款により次の事業を行うこととされている。

《日本赤十字社法（抄）》 昭和 27 年法律第 305 号

第 1 条 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

第 27 条 日本赤十字社は、第 1 条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 赤十字に関する諸条約に基く業務に従事すること。
- (2) 非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
- (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。
- (4) 前項各号に掲げる業務のほか、第 1 条の目的を達成するために必要な業務

2 前第 1 号及び第 2 号に掲げる業務には、第 33 条第 1 項の規定により国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第 28 条 日本赤十字社は、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保しておかなければならない。

第 29 条 日本赤十字社は、前条の救護員を確保するために、必要があるときは、医師、看護師その他の特殊技能者を養成しなければならない。

第 33 条 国は、赤十字に関する諸条約に基く国の業務及び非常災害時における国の行う救護に関する業務を日本赤十字社に委託することができる。

2 前項の場合において、国は、同項の規定により委託すべき業務の実施に必要な施設又は設備を、あらかじめ、整備すべきことを日本赤十字社に命ずることができる。

3 国は、日本赤十字社が第 1 項の規定により委託された業務を実施するために支弁した費用を補償する。但し、他の法律に別段の定があるときは、その定に従う。

4 国は、日本赤十字社が第 1 項の規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合においては、その整備に要する費用の全部又は一部を負担する。

《日本赤十字社定款（抄）》

第3条 本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

第47条 本社は、第3条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 戦時、事変等において、赤十字に関する諸条約に基き、戦傷病者の救護、捕虜抑留者の援護及び文民の保護に従事すること。
- (2) 地震、火災、風水害その他の非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
- (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。
- (4) 前各号に掲げる業務のほか、第3条の目的を達成するために必要な業務。

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第48条 本社は、前条の業務を遂行するため、左に掲げる事業を行う。

- (1) 救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備すること。
- (2) 安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業を行うこと。
- (3) 病院及び診療所を經營すること。
- (4) 血液センターの經營その他血液事業の普及発達を図ること。
- (5) 救急法、水上安全法その他の安全事業を普及し、その指導を行うこと。
- (6) 家庭看護法を普及するほか、巡回診療その他による保健指導を行うこと。
- (7) 赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及を行うこと。
- (8) 身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設を經營すること。
- (9) 児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設を經營すること。
- (10) 赤十字に関する諸条約の周知徹底を図ること。
- (11) 赤十字精神の普及並びに社旨の普及宣伝を行うこと。
- (12) その他前条の業務に関連して必要と認められる事業

第49条 本社は、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務(以下「救護業務」という。)に従事させるために必要な者(以下「救護員」という。)を常時確保する。

2 前項の救護員の確保は、一定の計画に基き、必要な要員を登録して行う。

3 救護員の委嘱その他救護員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第50条 本社は、前条第1項の救護員を確保するために、看護師を養成し、必要があるときは、医師その他の特殊技能者を養成する。